

県有施設等の脱炭素化に向けた基本方針

- 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画において、**県の事務事業に関する温室効果ガスの排出削減目標を2030年度までに60%削減**（2013年度比）と設定
- その目標達成に向け、**新築建築物のZEB化、太陽光発電やLED照明、EVの積極的な導入**について、原則として**次の基準に沿って計画的に推進**

新築建築物



今後新築する県有施設は**ZEB Ready**（※1）**相当以上**とする。

※1 ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

LED照明



今後新築する県有施設はもちろん、少なくとも**20年以上供用が見込まれる県有施設**にはLED照明を導入する。

太陽光発電



10kW以上（※2）設置可能な**県有施設の約50%以上**に太陽光発電設備を設置する。

※2 10kW以上は事業用電気工作物で10kW未満は一般用電気工作物

公用車



代替可能な車種がない場合等を除き、**新規導入又は更新する乗用車は全てEV**（ハイブリッドを含む）とする。（※3）

※3 公用車の現行の更新基準は経過年数13年超など

- 上記基準に満たない施設等についても、可能な限りZEB化や太陽光発電、LED照明、EV等の導入を図る。（例えば、県民へのPR効果が高い施設など）
- その他、再エネ電力調達なども組み合わせることにより、2030年度までの目標を達成する。

GX推進に向けた岩手県の取組（県市町村GX推進会議）

【目的】

温対法の改正により、地域脱炭素の推進主体としての市町村の役割が一層重要になり、再生可能エネルギーの導入促進のためのポジティブゾーニングや地域新電力の活用など地域特性に応じた取組の推進が期待されることから、県と各市町村の一層の連携の強化に向け新たに県市町村GX推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

準備会合（令和5年2月16日）

➤ 推進会議の設置に先立ち、県、市町村それぞれの現状について情報共有するため、担当部課長による準備会合を開催。

【内容】

- ・ 県からの情報提供（実行計画案、令和5年度事業案、今後の推進体制等）
- ・ 市町村からの情報提供（実行計画策定、省エネ設備・再エネの導入促進、吸収源対策等）
- ・ 環境省講演（脱炭素化支援機構の意義、県・市町村に対する国の支援策等）
- ・ 金融機関からの情報提供（自治体及び事業者等向けの脱炭素コンサル機能等）

第1回推進会議（令和5年6月6日）

➤ GX推進に向けた県・市町村の連携強化のため、副知事及び副市町村長で構成する会議を新設。

【内容】

- ・ 脱炭素に向けた県と市町村の役割、市町村の先行事例の情報共有、国や県の施策・支援メニューの紹介と活用の働きかけ、外部専門人材からの助言など
 - ・ 実行計画の策定、再エネ促進区域の設定、交付金の活用等、市町村の状況に応じた取組を支援
- ※毎年度1回開催、取組の進捗状況を共有。

実務者会議（令和5年8月以降随時開催）

➤ 推進会議での議論を実行に移す場として、担当課長・担当レベルでの情報交換。

【内容】

- ・ 実行計画策定や交付金活用等の具体的なテーマについて意見交換・助言など
- ・ 外部専門人材にも協力いただく

外部専門人材の活用

➤ 県全体の取組推進に向け、専門的・大局的な観点から助言を得られる外部人材の活用を進める。

【内容】

- ・ 国、大学、民間企業・団体等から専門人材をアドバイザーとして招へい。

助言

GX推進に向けた岩手県の取組（脱炭素経営の促進）

以下の**認定制度等**を活用することで、光熱費・燃料費の削減だけでなく、**①取引先の拡大**、**②知名度・認知度の向上**、**③人材獲得力の強化**といった**脱炭素経営のメリット**を享受することが可能。

脱炭素経営へのシフトが求められる今！
岩手でどんどん増えています！

いわて脱炭素化経営企業等認定制度

(いわて地球環境にやさしい事業所認定制度)

248社認定

令和5年3月現在

POINT 1

期待される効果



取引先の拡大
知名度の向上
人材獲得力の強化

POINT 2

県独自のメリット

① 産廃処理業者格付

5点加点

② 県営建設工事競争入札

加点

③ 環境関物品購入等

優先取扱い

④ 省エネ設備等導入

低利融資

⑤ 電気料金

割引対象

⑥ 設備導入等補助

上限額優遇

岩手県環境生活部環境生活企画室

脱炭素経営へのシフトが求められる今！

いわて脱炭素経営カルテを活用しましょう。

(岩手県地球温暖化対策計画書制度)

脱炭素に向けた取組をPRできます。

任意公表制度を始めます。

- ・公表に同意いただける事業者の計画書・届出書を県HPで公表し、皆さんの脱炭素に向けた取組を紹介します。
- ・報告義務のない事業者でも、希望する事業者は、計画書・届出書を提出すれば、同様に取組を紹介します。

令和5年度から

いわて脱炭素化経営認定企業等の申請に利用できます。

- ・認定されれば、脱炭素に向けた県の融資や補助を有利に活用できます。

期待される効果

取引先の拡大

知名度の向上

人材獲得力の強化

県内事業所等の合計で



または

県内事業所等の合計で



これらに該当する事業者は、以下の義務があります。

01

CO2排出量を減らす取組を「地球温暖化対策計画書」として提出

02

毎年の取組状況を「地球温暖化対策実施状況届出書」として提出

詳細については

ホームページをご覧ください、
県庁又は広域振興局（保健福祉環境部）にお問合わせください。

岩手県環境生活部環境生活企画室

TEL : 019-629-5271

FAX : 019-629-5334 E-mail : AC0001@pref.iwate.jp



GX推進に向けた岩手県の取組（県民の行動変容）

いわてカーボンフリー・アクション（ICFA）

簡単にマネできる“脱炭素化につながるライフスタイル”を動画で公開中！



※いわてカーボンフリー・アクション（ICFA）は、岩手大学・岩手県立大学・富士大学の学生有志の参加により立ち上げた、県内大学横軸連携による学生プロジェクトチームです。

YouTube



フォロー&応援お願いします！

<https://www.youtube.com/@iwatecarbonfreeaction/featured>

X(旧Twitter)



@IwateCarbonFree

<https://twitter.com/IwateCarbonFree>

Instagram



@iwatecarbonfreeaction

<https://www.instagram.com/iwatecarbonfreeaction/>

